



羅針盤



2025年9月、10月号



みちのく民俗村

残暑お見舞い申し上げます

記録的猛暑のなかいかがお過ごしでしょうか。

さて、石破総理大臣が辞任を決意し、政治の新たな展開が始まりますが、今のところ五里霧中といった状態です。新たな自民党総裁が誕生しても総理大臣になれる確証がないばかりか、衆参両院とも少数与党では、法律も予算も通らない八方塞がり状態です。こんなことでは中長期の課題どころか目の前の問題すら手が打てないことになりかねません。新たな政治の枠組みを早急に構築することが求められています。

一方、経済においてはトランプ関税に一定の目途がつき、落ち着きを取り戻しつつあるといった

ところでしょうか。21世紀の現代に関税自主権を武器に超大国が恫喝外交をするなどとは、地球温暖化による異常気象と並ぶ変事と言わざるを得ません。

大阪関西万博が開催前の不評を覆し、何とか黒字化できそうな状況になりました。優しい日本人は、頑張っている人を見ればつい応援したくなる。応援せずにはいられない判官びいきな国民性がインバウンド観光にも影響を与えています。本年の訪日観光客は初めて4千万人を突破するでしょう。爆買いに代表される経済的な魅力だけでなく、景観や風習、建築物などの文化的な魅力も注目されるでしょう。

「令和7年度税制改正
いわゆる年収の壁について」

についてお知らせしました。令和7年もいよいよ後半戦！今号では、改めて所得税と住民税の課税ラインについてお話させていただきます。いわゆる「年収の壁」はどのように変わったのでしょうか。早速見ていきましょう！



まずは基本から！！

給与所得とは・・・勤務先から受け取る給与や賞与から、必要経費とされる給与所得控除額を差し引いた残りの金額のこと。

源泉徴収票で見ると・・・

源泉徴収票で見ると・・・

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

基本給・残業代・賞与等

給与収入

給与所得
控除

支払を受ける者	住所又は居所	種別		支払金額		所得控除額の合計額		源泉徴収額	
				千	円	千	円	千	円
		控除対象配偶者の数		控除対象扶養親族の数		障害者の数		非居住者の数	
		特定		老人		その他		特親	
		控除対象配偶者の数		控除対象扶養親族の数		障害者の数		非居住者の数	
		特定		老人		その他		特親	

給与所得者の非課税となる収入の上限が変わります

1. 所得税と住民税の給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。
2. 所得税の基礎控除額が、48万円から最大95万円まで引き上げられました。

2. 所得税の基礎控除額が、48万円から最大95万円まで引き上げられました。

所得税	改正前	改正後	給与収入
所得税	給与所得控除 55万円 基礎控除 48万円 合計 103万円	給与所得控除 65万円 基礎控除 95万円 合計 160万円 +10万 (給与控除) +47万 (基礎控除)	103万円 ↓ <u>160万円</u>
	給与所得控除 55万円 非課税限度額(※) 45万円 合計 100万円	給与所得控除 65万円 非課税限度額(※) 45万円 合計 110万円 +10万 (給与控除)	100万円 ↓ <u>110万円</u>

(※) 単身者とした場合の計算

(※) 単身者とした場合の計算

これにより、所得税と住民税のかかる年収の水準が、下記のようになります。

給与収入 (年収)	改正前		改正後	
	住民税	所得税	住民税	所得税
～１００万円	かからない	かからない	かからない	かからない
～１０３万円	かかる			
～１１０万円		かかる	かかる	
～１６０万円			かかる	

※単身者（配偶者や子等を扶養していない方）の場合 ※森林環境税・均等割りについては考慮していません。



特定扶養親族に係る収入要件がかわります

アルバイト等により収入を得ている19歳以上23歳未満の子等について

1. 扶養控除（特定扶養親族）が適用される合計所得金額の上限が、58万円に引き上げられました。（給与収入換算：123万円）
2. 上記の上限を超えた場合でも、合計所得金額123万円までは親等が控除を受けられる「特定親族特別控除」が創設されました。（給与収入換算：188万円）



新規創設！

大学生世代の子等の給与収入 (年収)	改正前		改正後			
	扶養控除		扶養控除		特定親族特別控除	
	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税
～103万円	対象		対象		—	
～123万円	—		対象		—	
～150万円			—		扶養控除と同額の控除	扶養控除と同額の控除
～160万円			—		控除額が段階的に減少	控除額が段階的に減少
～188万円			—		控除額が段階的に減少	控除額が段階的に減少



控除の対象となる配偶者の収入要件がかわります

パート等により給与収入を得ている配偶者について

1. 配偶者控除が適用される合計所得金額の上限が、58万円に引き上げられました。
2. 給与所得控除の最低保障額が65万円に引き上げられたことにより、配偶者特別控除の適用において、配偶者控除と同額の控除を受けられる給与収入の上限が160万円になりました。



配偶者の給与収入 (年収)	改正前				改正後			
	配偶者控除		配偶者特別控除		配偶者控除		配偶者特別控除	
	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税
～103万円	対象		—		対象		—	
～123万円	—		配偶者控除と同額の控除	配偶者特別控除と同額の控除	対象		—	
～150万円			配偶者控除と同額の控除	配偶者特別控除と同額の控除	—		配偶者控除と同額の控除	配偶者特別控除と同額の控除
～155万円			配偶者控除と同額の控除	配偶者特別控除と同額の控除			配偶者控除と同額の控除	配偶者特別控除と同額の控除
～160万円			控除額が段階的に減少	控除額が段階的に減少			配偶者控除と同額の控除	配偶者特別控除と同額の控除
～165万円			控除額が段階的に減少	控除額が段階的に減少			控除額が段階的に減少	控除額が段階的に減少
～201万円			控除額が段階的に減少	控除額が段階的に減少			控除額が段階的に減少	控除額が段階的に減少

注意：本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用はありません。



給与収入が増えることで「社会保険への加入義務が発生する」、「会社からの配偶者手当が支給対象外になる」などの影響もあります。ご注意ください。

● 今月・来月の税務

10 月

* 31(金) 納付期限

個人の都道府県民税・市町村民税(第3期分)



☆ 社会保険料の改定時期です ☆

7 月に提出した算定基礎届により、標準報酬月額が 10 月納付分より改定となります。



給与ソフトをご利用の方は、設定の変更をお願いします。



ご連絡ください

税務署・県市区等から届いた税務関係書類の中に、通知内容の不明なものがございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。

● お知らせ

令和 7 年 10 月から雇用保険法の改正として、教育訓練休暇給付金が創設されます

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者が、**就業規則等に基づき連続した 30 日以上**の**無給の教育訓練休暇を取得する場合**、教育訓練休暇給付金の支給が受けられます。

【対象者】雇用保険の一般被保険者(在職中の方)

※高年齢・短期雇用特例・日雇労働被保険者は対象外です。

【教育訓練内容】

・教育訓練給付金の指定講座を有する法人等が提供するもの等

【給付額】離職した場合の基本手当(失業手当)と同じ日額

※賃金・年齢に応じて決定され、上限・下限有。

【給付日数】雇用保険の被保険者であった期間(加入期間)に応じて、最大 150 日

上記以外にも要件があり、ハローワークへの書類提出が必要です。

あとかき

朝晩の気温が少し下がってきて、若干ではありますが過ごしやすくなってきましたね。皆さまお変わりございませんでしょうか。

スーパーに行くとき焼きたての焼きいもが美味しそうに見え、ついついカゴに入れそうになる季節まであと少し。まだまだ暑い! 皆さま、ご自愛くださいませ。



今年の夏休みは子どもたちの部活、習い事など予定がたくさん入ってしまい、お盆に実家の集まりに行った以外、どこにも行けずに過ごしました。残念だな～と思っていましたが、毎年恒例のぶど

う狩りには行けました! 先日の台風でぶどう園の中にある小川が氾濫し、“川遊びが絶望的”と言われていましたが、来園当日には遊べる状態まで復旧してくださり、子どもたちは一日中遊び尽くすことができました! 大人はというと、今の時期のおすすめである「巨峰」をしこたま食べ、いろいろなことを語り合い、暑い中でしたがしっかり楽しめました! こんなにいい休日を過ごせたのも、友人と園の方々のおかげですね。来年もみんなで行けるといいな～♪



発行

刈谷市高須町良 4 4 番地 1 カーサヨサミ 1 F

TEL (0566) 25-0936

FAX (0566) 25-0937

<http://aomi-zeirishi-ishikawa.com>

税理士法人 あおみ総合